

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第535号

令和3年6月23日

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について（通達）

見出しのことについては、本年6月7日、子ども・若者育成支援推進本部（本部長：内閣総理大臣）において策定され、同計画の見直し概要及び施策推進上の留意事項について警察庁から別添「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について」（令和3年6月7日付け警察庁丁少発第566号。以下「警察庁生活安全局長通達」という。）が発出された。

各警察署にあっては、警察庁生活安全局長通達及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う各種取組の推進について（通達）」（令和3年3月30日付け熊少第100号）に基づき、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の策定について（通達）」（平成30年8月9日付け熊少第318号）は廃止する。

※ 警察庁通達「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について」（令和3年6月7日付け警察庁丁少発第566号）」については、「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について」（令和3年7月15日付け警察庁丙少発第12号）」に更新されました。詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。